

第9期中野区健康福祉審議会 障害部会（第7回）

開催日 令和2年11月10日（火）午後7：00～9：00

開催場所 中野区役所 9階会議室

出席者

1. 障害部会委員

出席者 小澤 温、伊藤 かおり、上西 陽子、松田 和也、
相澤 明郎、森本 興司、栗原 誠

欠席者 中村 敏彦、宇田 美子

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 石崎 公一

健康福祉部 障害福祉課長 菅野 多身子

健康福祉部 保健予防課長 河村 陽子

地域支えあい推進部 地域包括ケア推進担当部長 藤井多希子

地域支えあい推進部 中部すこやか福祉センター所長 高橋 均

地域支えあい推進部 鷺宮すこやか福祉センターアウトリーチ推進担当課長

大場 大輔

子ども教育部 子ども特別支援課長 石濱 照子

【議 事】

○小澤部会長

まだ見えてない委員の方もいらっしゃる状況ではあるのですが、定刻になりましたので、第7回障害部会を開催したいと思います。よろしくお願いします。

まず最初に、事務局から本日の出欠状況、資料の確認等、よろしくお願いいたします。

○石崎福祉推進課長

それでは、事務局から委員の皆様の出席状況について説明させていただきます。

事前連絡いただきました委員につきましては、中村委員から書面での参加ということでご連絡を頂いております。

本日の資料の確認です。事前に配付させていただいた資料といたしましては、「中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」ということで、概要版と本冊の2冊です。

また、本日はお机の上に、参考1として事務局名簿と、第9期中野区健康福祉審議会の答申、「令和2年度障害福祉サービス意向調査 報告書」という資料を置かせていただいております。

お手元の資料に不足のある方がいらっしゃいましたら、挙手をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

事務局体制に変更がございますのでご報告いたします。参考1を御覧ください。名簿の中で黄色く表示してあるところ、障害福祉課長、菅野多身子と、保健予防課長、河村陽子につきまして変更がございますので、お知らせいたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。資料の確認と事務局体制の変更について報告がございましたけれども、よろしいでしょうか。

そうしましたら本日の議題に入るのですが、その前に私から、本日の机上配付資料に答申というものがあるかと思しますので、これについての報告をさせていただきたいと思います。

まず、9月28日に全体会がございまして、そちらでこの答申の素案に関して検討させていただき、最終的には10月の半ばに、会長から区長に対して答申を手交したということでございます。

本日机上配付しております答申は区長にお渡しした中身であるということですので、私からは簡単に、既に審議していただいたことですので、報告的に最初に触れたいと思います。

皆さんのお手元のこの答申は、開けていただきますと目次というのが出てきます。目次は3つの章から成立しておりますので、この章がそれぞれ部会を構成しているところです。

特に障害部会に関しましては、基本的にはこれまで皆さんに審議していただいた中身は、この第3章「障害のある人の社会参加を支えるための総合的な方策について」に記載されているという形でございます。

ページで言いますと、19ページからこの第3章が記載されておりますが、これまで審議していただいた中身が反映されているものでございますので、内容に関しては詳細に触れることは差し控えますけれども、一応このような形でこれまで皆さんにお諮りし、そして審議していただいたことに関しては、最終的にこの答申の第3章としてまとめさせていただいたという形になっております。

これを区長にお渡ししているという形でございますので、また改めて御覧になっていただいて、もし何かお気づきの点があれば、また後日にでも指摘していただいても結構です。一応これまでの審議はこのような形でまとまったということを最初に報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

そうしましたら、本日は議題が1点ございますので、次第を御覧になってください。議題は「中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」という3つの計画の素案ということで、それに関してお諮りするということに尽きますけれども、まず最初に「障害福祉サービス意向調査 報告書」というのが、これもまた机上配付の資料で、緑色の表紙のものが配付されていると思います。

これに関しましても、事務局に最初に説明をしていただいた上で、この本題に入っていきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○菅野障害福祉課長

菅野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「令和2年度障害福祉サービス意向調査 報告書」に基づきましてご説明をさせていただきます。まず、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

調査の目的でございます。本調査は、障害福祉サービスの利用実態や今後の利用意向等を把握し、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の検討に資することを目的として実施いたしました。

次に、調査の概要でございます。調査は障害者調査、施設入所者調査、発達支援等調査の3種類でございます。調査基準日は、令和2年4月1日でございます。

障害者調査と発達支援調査は無作為抽出による標本調査、施設入所者調査は全数調査

となつてございます。

次に1枚ページをおめくりいただきまして、4ページ目、調査の設計でございます。

障害者調査の対象は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している区民、及び難病等によりまして障害福祉サービスを利用する区民です。ただし、施設入所支援の利用者の方を除いております。調査標本数は1,500人、有効回収数は865人、回収率は57.7%でございます。

2番目の施設入所者調査についてでございます。調査対象は、身体障害者手帳、愛の手帳を所持している障害者のうち、施設入所支援を利用している中野区の給付対象者でございます。調査標本数は177人、有効回収数は148人、回収率は83.6%でございます。

3番目の発達支援等調査についてでございます。調査対象は、0歳から18歳までの発達支援の対象児童及び身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童でございます。調査標本数は650人、有効回収数は337人、回収率は51.8%でございます。

調査期間及び調査方法でございますが、令和2年5月8日から5月29日まで、郵送により配布いたしまして、郵送による回収となっております。

次に、調査の結果でございます。前回調査と比較して、変化が大きかった項目を何点かご紹介させていただきたいと思ひます。

まず、22ページをお開きいただきたいと思います。「将来、生活したいところ」といたしまして、「今の住宅に引き続き暮らしたい」という方が59.5%でございまして、前回調査時より11.6ポイント増加してございます。

次に、37ページをお開きいただきたいと思います。「外出の頻度」についてですけれども、「ほとんど毎日」が30.1%で、こちらにつきましては前回調査時より18.7ポイント減少してございます。恐らく、新型コロナウイルス感染症によって外出の機会が少なくなったことが理由ではないかと思ひております。

次に、161ページをお開きいただきたいと思います。障害児に対する地域の理解は「十分に進んでいる」また「ある程度進んでいる」が21.7%で、前回調査時より5.4ポイント増加しております。「あまり進んでいない」または「全く進んでいない」という方が35.3%で、こちらは13.8ポイント減少しております。こちらにつきましては、164ページ以降に自由意見として多数記載がございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

調査の公表についてですが、調査結果は区ホームページに掲載するとともに、調査報告書を区政資料センター、区民活動センター、図書館、すこやか福祉センターに備えまして、区民の方の閲覧に供してございます。

最後に、計画素案における活用についてご説明させていただきます。資料2の素案と併せて御覧いただくようになりますが、素案の14ページ、課題2「地域生活の継続の支援」というところです。調査報告書では78ページに該当いたしますが、「充実して欲しい施策」につきまして、「福祉に関する様々な相談支援」を挙げた方が37.5%、「サービスについての広報・周知（情報提供）」を挙げた方が31.1%と、いずれも高い比率になっておりまして、依然として相談支援の充実が求められているということ、こちらからうかがうことができます。

次に素案の23ページ、課題3「入所施設等からの地域移行促進と定着支援」でございます。調査報告書は93ページでございます。こちらは「現状と課題」のところで、施設入所者の障害支援区分は、最も支援を要する「支援区分6」が46.6%と高い比率になっておりまして、障害の重度化が顕著に表れているというところでございます。

最後に素案の28ページ、課題4の「障害者の就労の支援」でございます。調査報告

書は46ページでございます。こちら「現状と課題」のほうで引用させていただいておりまして、中野区において、15歳以上65歳未満の障害のある方で、就労による定期的収入のある方は、全体の約60%となっております。

また、調査報告書の61ページでございますが、障害のある方が働くために大切な環境の質問というところに対しまして、回答は1位が「健康状態にあわせた働き方」、2位が「職場の理解」、3位は「自分の障害にあった仕事がある」となっております。

「健康状態にあわせた働き方」ですとか、「職場の理解」「自分の障害にあった仕事がある」という回答は、前回の調査でも上位を占めておりまして、障害のある方が働く上で職場環境が重要であるということが分かったということでございます。

ご説明は以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

調査の報告書をまとめるというのが、非常に時間がかかるものですから、本日、正式な報告書を皆さんにお示しすることができたということがございまして、素案には、一部データを基にして幾つかの資料を入れたというのが、ただいまの報告の中にございました。

この調査に関しましては非常に膨大なものでございますので、今後さらに目を通して活用していただけたら大変ありがたいところがあるかと思っておりますので、とりあえず報告書の結果が出ましたということでございます。

一応これも報告扱いさせていただいて、もし後で、多分これは素案とも関係が深い話が多いので、それと併せて質問やご意見があれば承りたいと思っている次第です。ただ、報告書の中身はかなり量が多いので、いきなり質問とか意見というのは難しいかもしれませんので、場合によってはこの会議以降、もしこの資料を見ながらお気づきになった点や、あるいはより詳細に説明が必要だと思われたことに関しましては、またいつものとおおり、この会議以降、意見や質問を出していただいても結構です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしましたら、ここまでを報告事項とさせていただきます。本日の審議に関しましては、先ほど申し上げましたとおり議題は1つでございまして、皆さんも事前に郵送されたかと思うのですが、資料1、素案の概要版と、それから資料2が素案の本文でございます。

これに関しまして、この間ずっと審議してきた中身でありますので、改めて頭から1つ1つ説明というのは省略させていただきたいのですが、そうはいいまして、まず事務局から概略的な説明も含めてご説明していただいた上で、その後審議に入らせていただこうと考えている次第ですが、よろしいでしょうか。

資料1及び2に関しての簡単な概要説明ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○菅野障害福祉課長

それでは障害者計画・第6期障害福祉計画につきまして、私からご説明をさせていただきます。

まず、計画の位置づけというところでご説明をさせていただきます。

平成29年3月に策定いたしました「中野区健康福祉総合推進計画2018」につきましては、社会福祉法に基づきます地域福祉計画、健康増進法に基づく健康増進計画、老人福祉法に基づきます老人福祉計画、障害者基本法に基づく障害者計画の4つを統合した計画でございまして、介護保険法に基づく介護保険事業計画、障害者総合支援法に

基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害福祉計画とともに、健康福祉の領域における個別計画として位置づけておりました。

なお、計画の改定に当たりまして、介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は法定によりまして、策定期間が決められているため、令和3年3月に策定を予定しております。

一方で、上位計画でございます区基本計画が令和3年8月に改訂される予定でございますので、地域福祉計画などは令和3年8月に策定を予定しております。

また、平成29年6月の社会福祉法の改正によりまして、地域福祉計画が、地域の福祉について共通して取り組むべき事項等を定めた保健福祉分野の上位計画として位置づけられましたことから、地域福祉計画を上位計画として策定しまして、障害者計画は中野区障害者計画として、障害福祉計画、障害児福祉計画と一体的に策定することといたしました。

それでは、中野区障害者計画について、を資料2に基づいてご説明させていただきます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。1番「各計画の位置づけ」というところでございます。

障害者計画につきましては、障害者基本法第11条に基づきまして、障害のある人のための施策に関する基本的な計画として策定いたします。

次に、第6期障害福祉計画でございますが、障害者総合支援法第88条に基づきまして、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目でございます。計画の期間でございますが、令和3年度から令和5年度までの3年間でございます。

8ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらからは中野区障害者計画でございます。

まず「障害者計画の概要」でございます。計画の基本理念といたしまして、4点ございます。「人間性の尊重と権利の保障」「個人の意思と自己決定の尊重」「自立生活の推進」「区民参加、区と区民の協働による地域保健福祉の推進」でございます。

次に、計画の基本目標でございます。障害のある方が安心して暮らすため、障害の特性に応じた多様なニーズに対応できるサービスが用意されるとともに、その情報を的確に得られる環境が必要でございます。

区は、障害福祉に関するニーズを的確に把握いたしまして、サービス基盤を充実するとともに、相談支援体制を充実してまいります。また、障害のある方が、自立して生活できるよう一般就労に向けた支援を行います。

次にページをおめくりいただきまして、9ページでございます。「障害者施策の課題と主な取組」でございます。

まず、課題の1つ目といたしまして「障害者の権利擁護」でございます。

「現状と課題」につきましては3点ございますけれども、こちらのほうはお読み取りいただきたいと思います。また、次の10ページ目の「実現すべき状態」につきましても、お読み取りいただきたいと思います。

次に、11ページ目のところですが、この施策につきましては、前回の計画から新たに追加いたしました施策につきまして、主に説明をさせていただきたいと思っております。その他のところにつきましては、継続して実施していくというものでございます。

まず、施策の1番目「障害を理由とする差別の解消の推進」でございます。この主な取組のうち、1番目の「合理的配慮の提供の推進」でございますが、こちらの中の3行

目「また」から始まるところなのですが、ここが新たに盛り込んだ内容となっており、ヘルプマークやヘルプカードを活用し、合理的配慮の提供についての区民、事業者への理解促進を図ります」というところを新たに盛り込みました。

次のページ、12ページ目でございます。施策2の「障害者に対する虐待防止の推進」でございます。こちらは主な取組といたしまして、3点でございます。「障害者虐待防止の強化」「緊急一時保護先の確保」「障害者虐待防止についての理解促進」でございます。

次、13ページ目でございますが、施策3「成年後見制度の利用促進」でございます。この主な取組のうち、2番目の「成年後見制度に係る体制の整備」のところでございますが、新たに加えたところといたしまして、2行目の途中からでございますが、「今後策定する『（仮称）中野区成年後見制度利用促進計画』と整合性を図りつつ、必要な体制の整備に努めます」というところを新たに加えました。

次の14ページ目は、課題2「地域生活の継続の支援」でございます。こちらにも「現状と課題」と、次のページの「実現すべき状態」につきましては、お読み取りをいただきたいと思っております。

16ページ目でございます。施策1「地域における生活の維持及び継続の支援」でございます。この主な取組のうち、①②についてですが、①のところでは2つ目の改行「様々な生活課題に対応するため」以降のところを新たに追加した内容となっております。『断らない相談支援』、『社会とのつながりや参加の支援』、『地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援』を一体的に実施する包括的な地域ケアシステムを実現するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討を進めます」というところを追加いたしました。

次の2番目のところですが、「相談支援における自己決定の尊重と意思決定の支援」というところにつきましては、審議会でもご議論いただいたところにもなりますけれども、新規の項目として追加をしたということでございます。

次のページをおめくりいただきまして、「⑤障害特性に応じた多様な意思疎通の促進」でございます。こちらにつきましても、新規項目として追加いたしました。

次に18ページでございます。施策2「多様化するニーズへの対応」でございます。こちらの主な取組のうち「②医療的ケアが必要な人への支援」といたしまして、こちらは現計画ですと、「重症心身障害児（者）への支援」という取組でございましたが、より広くということで、「医療的ケアが必要な人への支援」と変更してございます。

ページをおめくりいただきまして、19ページです。一番上の「③夕方支援のニーズへの対応」こちらにつきましては、新規項目として追加いたしました。

次に20ページ、施策3「地域生活を支えるサービスの確保」につきましては、お読み取りいただきたいと思っております。

また、次の21ページ目、主な取組につきまして7つございますけれども、こちらもお読み取りいただければと思っております。

続きまして23ページ目ですが、課題3「入所施設等からの地域移行促進と定着支援」でございます。こちらの「現状と課題」、次のページの「実現すべき状態」につきましては、お読み取りいただきたいと思っております。

25ページ、施策1「入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行」でございます。こちらは26ページの③、一番上でございますが、「精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。こちらの最後の行になりますけれども「保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います」と記載ございます。こちらは現計画では「保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します」としておりましたが、設置されたということで、課題の検討、情報共有を行います」という形で変更してございます。

次に 27 ページでございます。施策 2 「地域生活を支える社会資源の整備」でございます。主な取組のうち、「②地域生活支援拠点の整備」でございます。こちらにつきましては、江古田三丁目のグループホームにつきまして記載をしております。

次に 28 ページ目、課題 4 「障害者の就労支援」でございます。こちらにも「現状と課題」、そして次のページの「実現すべき状態」につきまして、お読み取りいただきたいと思っております。

30 ページ、施策 1 「就労機会の拡大」でございます。この主な取組のうち「①身近な地域での雇用の場の確保」でございます。こちらにつきましては、東京都の新たな動向でございますソーシャルファームの創設の促進を見据えるというところでありますとか、障害者の短時間雇用を行います企業に対する国の特例給付金制度の活用を盛り込んだというところでございます。

次に 31 ページ、施策 2 「一般就労への支援と定着の取組の強化」でございます。こちらは 32 ページ目の「③就労定着に向けた関係機関の連携強化」でございます。こちらは新規の項目として追加をいたしました。

次、33 ページ目、施策 3 「就労継続支援事業所における工賃の向上」でございます。こちらは 34 ページ「③就労継続支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援」というところで、この中段以降の「また」というところから新たに追加されたものでございます。区内事業所の自主生産品を紹介しましたパンフレット等の作成ですとか、「区内の伝統工芸の職人の方々との協働をコーディネートする仕組みづくり等、働く意欲を一層高めるような工夫も検討します」というところを記載したところでございます。

障害者計画につきましては、ご説明は以上でございます。

引き続きまして、障害福祉計画につきましてご説明をさせていただきます。障害福祉計画は 45 ページ目以降でございます。

計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間でございます。

障害福祉計画の概要でございます。計画の目的は、御覧いただければと思っております。

次の計画策定の基本理念につきましては、4 点ございます。「障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援」「一元的な障害福祉サービス等の提供」「入所等からの地域生活への移行、就労支援、地域生活の継続の支援に対応するサービス提供体制の整備」次に「地域共生社会の実現に向けた取組」でございます。

次の 47 ページ目のところが「成果目標とサービスの必要な量の見込み」というところで、説明をさせていただきます。

次の 48 ページ目を御覧いただきたいと思っております。2 の「成果目標」でございますが、「(1) 地域生活への移行の促進」「①地域生活への移行」のところですが、こちらにつきましては、国の指針に基づきまして目標値を定めてございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。「②精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。

前回の計画では、精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築といたしまして、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標としておりましたが、国の指針が変更されたことに伴いまして、サービス利用者数、協議の体制に目標を変更しております。中野区におきましては、令和元年 11 月に設置をしております。

「③地域生活支援拠点等が有する機能の充実」でございます。前回の計画では、地域生活支援拠点の整備数でございましたが、国の指針が変更されたことに伴いまして、目標を整備数に代わりまして、運用状況及び検討の機会の回数としております。中野区では、令和元年 4 月に精神障害がある人に対応した地域生活支援拠点 1 か所を設置しております。

次に、51 から 52 ページの「目標達成に向けた考え方」はお読み取りをいただきました

いと思います。

53ページをお開きいただきたいと思います。「(2) 一般就労への移行等」でございます。前回の計画では、福祉的就労から一般就労に移行する障害者数でございましたが、国の指針の変更に伴いまして、就労移行支援及び就労継続支援事業、A型、B型から、一般就労に移行する障害者数をそれぞれ目標設定してございます。また、平成30年度から開始いたしました就労定着支援事業の利用者数、就労定着率を新たな目標として設定をいたしました。

55ページの「目標達成に向けた考え方」につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

56ページの「(3) 相談支援体制の充実・強化等」でございます。国の指針に基づきまして新たに設定したものでございまして、総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組回数について、目標を設定いたしました。

次のページ、57ページを御覧いただきたいと思います。「(4) 障害福祉サービスの質の向上のための取組」でございます。国の指針に基づき新たに設定したものでございまして、障害福祉サービスの質の向上のため、事業所等の職員の各種研修への参加人数と、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無等について、目標設定をしております。

58ページ目以降の「3 事業及び必要な量の見込み」につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

第6期障害福祉計画のご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○石濱子ども特別支援課長

では、続きまして障害児福祉計画でございます。計画の位置づけ、計画期間等は省略いたします。

主に概要版の5ページでございます。課題5「障害や発達に課題のある子どもへの支援」ですけれども、主な取組というところで、第1期では「関係機関と連携した切れ目のない支援体制」としておりました。実際に、連携した切れ目のない支援の仕組みが一応できた、第2期についてはそれをさらに内容を充実させていくということで、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」としてございます。

2番目の「重層的な支援体制の構築」でございます。こちらは「専門的な支援の充実と質の向上」という形で、前回、第1期では載せてございました。こちらにつきましても、実際にそれぞれ機関の役割を明確にするということで、本冊の素案については書き込んでございます。

あと、文言といたしましては、第1期から第2期について「医療的ケア児への支援」という部分が「重症心身障害児、医療的ケア児への支援」ということで書かせていただいております。

それから、素案の40ページが成果指標になりますけれども、こちらにつきまして、第1期の計画では、乳幼児医療助成の受給者アンケートから「発達に支援を必要とする児童が、適切な相談支援が受けられたと考える保護者の割合」ということで載せてございました。第2期では、乳幼児医療助成受給者アンケートといいますと、障害のあるお子さん以外の方たちも対象に含まれることから「日頃から子どもの状況を伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができていると考える保護者の割合」ということで、障害者通所サービスガイドラインによる事業者アンケートに変更いたしまして、対象をより特定をした形で成果指標といたしました。

成果指標については3点ありますけれども、文言整理はありますが、大きな変更はご

ざいせん。

あと、成果目標なのですけれども、95ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、第1期計画では「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター機能設置及び保育所等訪問支援の充実」としておりました。ここに「すこやか福祉センター並びに区立療育センターにおける」という形で、より明確に機関を載せてございます。それから「関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」という部分を「重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置」ということで、第2期は第1期に比べてできるだけ具体的な文言にして進めていくという趣旨で、今回こういう形にしております。詳細については、お読み取りいただけたらと思います。

私からは以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。

この間、部会で検討してきた中身でございますので、資料1及び資料2に関しましては、本日は改めて全体的な流れとしての概要的な説明も含めてしていただいたということでございます。

この後の進め方でございますが、まず1つは、審議ということでございますので、部会でそれぞれ検討し、答申の検討の中にも一部含まれていることも多々あったかと思えますけれども、この場でもし何かご質問やご意見があれば承りたいと思っています。

2つ目は、これまで審議を積み重ねてきたことですので、そんなにたくさんの意見は出ないであろうという前提の下で、部会として集まるのは、今年度は今回が最後になるのではないかなと。その意味では、せっかくの機会ですので、参加された委員の皆様から一言、この計画策定や、あるいはこの委員会に関しましてのご意見、ご感想を頂ければありがたいと思っている次第です。

まず1番目は審議でございますので、ただいまの事務局からの報告、そしてこの間部会でも審議してきたことを踏まえて、3つの計画が入っておりますので、まず障害者計画、2つ目が第6期障害福祉計画、3つ目が第2期障害児福祉計画ということで、確認すべき事項あるいはご質問でございますでしょうか。

どうぞ、相澤委員。

○相澤委員

まとめていただいてどうもありがとうございます。改めてこの障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を全部読んでみたのですけれども、その中で個人的に思ったのは、障害者を支えるための環境ということで、具体的に言うと、バリアフリーのまちづくりとか、情報のバリアフリーとか、あるいは区有施設のバリアフリー化、そういう視点を具体的に掲げていないなと感じました。

担当の方にもあらかじめ意見を出させていただいたのですけれども、改めて今、区の健康福祉総合推進計画を見ると、先ほど菅野課長から説明がありましたとおり、社会福祉法に基づく地域福祉計画というのも本当はセットで見せていただかないと、読み取れない部分もあるのですけれども、先ほど聞いたところで、基本計画がまだ策定中ということなので、少し遅れるということなのですけれども、ぜひ健康増進計画、老人福祉計画、それから介護保険事業計画とか、その辺の福祉計画を束ねている地域福祉計画の中に、今も文言としてありますけれども「誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり」というところに、中野駅周辺におけるユニバーサルデザインに基づく施設整備とか、区有施設のバリアフリー化の推進とか、情報のバリアフリー化というのですか

ね。それを改善するようなことは意識して、これから策定していただければなと、そのように思っています。

というのは、この間オープンした中野体育館の施設について、私のところにも会報が来たのですが、障害者が使うバリアフリー化という面では、いろいろ意見があるようなことも書かれていたので、これから何年か後には区役所の新庁舎も建設されるということなので、この個別の計画には、恐らく中野の体系では書かれないのですけれども、全部を貫くような地域福祉推進計画の中に、そういうようなことは今まで以上にきちんと入れていただければなと思います。

以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。大変大事な指摘だったかと思いますが、他の計画とも関係が深いことではあるのですが、事務局で今のことに関して何かお考えがあればよろしくをお願いします。

○石崎福祉推進課長

相澤委員がおっしゃっていたとおり、今後、地域福祉計画については策定していきます。来年の8月に策定予定で、順次策定作業を進めているところではありますので、その地域福祉計画というのが、中野区の健康福祉に関する最上位計画となりますので、全ての分野における視点ということで、今、相澤委員のおっしゃった視点は大変貴重な大切な視点でございますので、その点についてはしっかり書き込んでいけるように作業を進めていきたいと思っています。

○相澤委員

よろしくお願いします。

○小澤部会長

全体会に参加されている委員の方には伝わっていると思うのですが、今年度は計画を作るタイミングがなかなか難しくて、実は介護保険の計画と障害福祉計画に関しましては、介護保険料だとか、その他実務に非常に強い関係がありますので、原則、今年度内できっちり策定する。地域福祉計画に関しましては、本当は順番的に言うと、地域福祉計画がグランドデザインだから、一番最初にでき上がるのが一番望ましいのですが、実は今年度は新型コロナウイルスの影響が非常に甚大でして、本来の順番とは違ってしまいましたけれども、介護保険においても、それから障害福祉においても、基本的には地域でどのような考え方で進めていくのかということが問われてきますので、今後、地域福祉計画の議論が中心に動いていきますので、その意味でこちらの部会としては、ただいまのような要望意見を、地域福祉部会のほうで十分検討していただくという申し送りをさせていただくと。そんな扱いでよろしいでしょうか。

多分、地域福祉部会は年度またぎで、審議はまだ継続する可能性が非常に高いです。その意味でいろいろなご意見、ご要望があれば、地域福祉部会にも出していただけないかと思っている次第です。大変大事な話ありがとうございました。

ほかにこの計画絡みで、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

基本的に話し合われたことをまとめていただいているところですので、特別な意見と

いうことではなくて、お伺いしたいことが1点あります。

障害福祉サービス意向調査の4ページ目の回収率なのですけれども、障害者調査、それから発達支援等調査、これは大体50%ぐらいというのは、例年このぐらいでしたでしょうか。それとも、新型コロナウイルス等の影響等があるのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○小澤部会長

ありがとうございます。ご質問ですので、では、事務局よろしくをお願いします。

○菅野障害福祉課長

それではご参考に、前回の回収率というところでご紹介させていただきます。障害者調査につきましては、前回は43%でございました。施設入所者調査につきましては、前回は77.5%でございました。発達支援等調査につきましては、前回は44.2%ということでございまして、いずれの調査につきましても、前回から比較しますと回収率は上がっているという状況でございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

いずれにしても区が実施する調査ですので、特に障害者調査と発達支援等調査、できればもうちょっと上がったほうが望ましいなという印象はあるのですけれども、昨今、調査の回答というのはなかなか難しい課題がありますので、その中では一応50%以上の回収をされたということになっているということでございますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにこの計画絡みで、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ、相澤委員。

○相澤委員

もう1つよろしいでしょうか。今、障害福祉サービス意向調査の話が出ましたので、この件でご質問したいのですけれども、この意向調査の20ページ、21ページ「住宅で困っていること」ということで質問されていて、図2-5の「住宅で困っていること」について、先ほど言った「バリアフリーになっていない」という方が一番多い。また、図2-6でも障害者種別の上位5位の中にも、必ず「バリアフリーになっていない」。特に重度の身体障害者手帳をお持ちの方が「バリアフリーになっていない」というのが第1位ということで、図2-7の中でも、2020年度「バリアフリーになっていない」ということが第1位に書かれているのですけれども、これを踏まえて、計画の中にどういうふうにこの課題に関して取り組んでいけるのか。

民間の住宅だと、改修というのはなかなか難しいところもあると思うのですけれども、地域移行のところには、ここの素案のところの51ページの③のところに「住まいの場の整備」ということで「身体障害のある人の地域移行に際しては、住宅改修サービスの提供等により、バリアフリー化を進めます」と書いてあるのですが、地域移行ということではなくて、ずっとお住まいになっている方も、バリアフリーになっていないということで困っている方が非常に多いということなので、民間の施設が多いと思うので、行政のほうで全てというわけにいかないのでしょうかけれども、そういうことに関して何か考えていることがありましたら、教えていただけたらと思います。

○小澤部会長

ありがとうございました。障害福祉、特に障害者の基本計画の部分も含めて、先ほどの環境のバリアフリーあるいは住宅のバリアフリー、この辺り、かなり行政的にも広範囲にわたっている課題とは思いますが、何かこういった問題に関して、事務局で、特にこれは障害の施策ではあるのだけれども、基本に関わる事項なので、何かご検討されるようなことだとか、あるいはそういう行政を越えて、分野を越えて取り組むべきこととかということも含まれていると思うのですが、いかがですかね。何かありましたらよろしく願いいたします。

○菅野障害福祉課長

こちらの計画には、地域移行に際してというところで「バリアフリー化を進めます」と記載させていただいてございます。

障害のある方の住宅に関しましても、改修というようなサービスもございます。ただし、今おっしゃっていることは、住宅に限らず、様々なバリアフリーということのご意見だと思います。区におきましても、バリアフリー化というのは進めているところでございますけれども、こういった調査を踏まえまして、実際バリアフリーになっていないというご意見も多数あるというところでございますので、こういったご意見を受け止めて、障害福祉課だけに限らず、全庁的に関係する所管課と連携していきなり、今後どのようなことにお困りなのかなど、具体的なことも検討しながら、全庁的に関係各課と連携を取っていければと考えてございます。

○相澤委員

よろしく願いします。

○小澤部会長

ありがとうございました。住宅の問題も今後非常に大事な課題になりつつありますので、特に地域生活支援という観点ですと、かなり大事な観点になりつつありますので、ぜひ総合的な観点で検討を進めていただけたら大変ありがたいと思いました。ありがとうございました。

ほかに計画絡みで、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。大体よろしいですか。どうぞ、松田委員。

○松田委員

地域包括ケアシステムの構築というところで、意見というか、質問というか、させていただきたいと思います。49ページの②なのですが、これを見たときに、この文言とかが間違っているとか、そういうことでは全然ないのです。

私たちは精神障害者の支援を行っている団体で、そして地域移行支援、地域定着支援も行っている団体なのですが、私たちは地域包括ケアシステムの構築に対して、いろいろと何か協力できるところはないかなと思っていたりとか、考えてはいるところなのですが、実際にこれを見たときに、この計画でこの何年かこの後やっていくときに、私たちは何を協力をして、一緒にやっていったらいいのかなというのがよく分からないなとちょっと思ったのです。

なぜかと言うと、例えばこの目標設定として、この目標（ア）の「地域移行支援の利用者数」や「地域定着支援の利用者数」というのがございますけれども、これ自体は、この地域包括ケアシステムがある前から、まだないかもしれませんが、この名前がある前からずっとやってきたことでございます。

これをもって地域包括ケアシステムと言うのであれば、私たちにとってはそれほど魅

力のあるものではないなと。今、現状維持ではすごくいいのですけれども、この先もっと精神障害者の方が地域の中で暮らしていけるいいまちになっていくというところでは、あまり進展がないなという印象を持ちました。何かもっといい目標や指標はないのかなと。私も分からないのですけれども、思ったというところです。

○小澤部会長

ありがとうございました。この部分は成果目標ということで、ある種、数値中心に書いてあるということでございますので。ただ、どういう仕組みが必要かとか、そのあり方はどうなっていくのかということに関しましては、答申とか、そういったところの場合によっては記載がされるような中身も入っているのかなと思って、見ておりましたところです。

部会でもいろいろとご意見は頂いているところかと思っておりますので、その上で数値だけでなく、具体的にどんなような仕組みやシステムで運用するのかというようなところが問われているのではないかと考えてございます。

多分、部会での審議は私の理解ではしていたと思います。ただ、あくまでこれは成果目標の示し方だったから、結論で言うと、数字がただあがっているという状態になっているということだと思うのです。そのあたりの議論なんかも、場合によっては酌んでいただくと大変ありがたいという意見だったかと思いますが。

よろしいでしょうか。もし何かあれば、事務局でよろしく申し上げます。

○藤井地域包括ケア推進担当部長

地域包括ケア推進担当の藤井です。

高齢者を中心に進められてきた地域包括ケアシステムを、今後障害の方や子ども子育て家庭にも広げていくにあたって、今まで使っていた成果指標の大きな見直しなどが必要だと、強く認識しております。ですので、成果指標の見直しや、あるいは重層的支援のあり方ですとか、相談窓口のあり方、アウトリーチ支援のあり方などについても、併せてこれから議論していくものと思っております。よろしくお願いいたします。

○菅野障害福祉課長

もう1点なのですが、この「精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築」の目標につきましては、第6期障害福祉計画に係る基本指針についてというのが国から示されておまして、それに基づきまして目標を設定しているというものでございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。部会の中で議事録を御覧になると、いろいろと意見を交わした場所でもありますので、またぜひそういう意見も反映させていただく形で。

というのは、次回以降の部会は、計画策定という観点ではなくて、進捗状況の点検とか、そういった部会のあり方によって変わっていくと思っておりますので、そのときに実際どう進めていったらいいのかとか、どのぐらいの仕組みに変わっていったのかとかという話がまた出てくるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回がこういう対面型の部会としては今年度最終回ということでございますので、基本的にはまだ多分ご意見、ご質問があるかと思うのですが、その場合はいつものとおり、事務局に会議後、何かご意見やご質問があれば、その意見を出していただければ対応していただけるかなと思っておりますし、現在素案ですので、当然この

素案がパブリックコメントを含めて検討した上で素案が外れていくと、そういうプロセスがありますので、そのパブリックコメントも含めてご意見を出す機会はまだ残っていますので、そんな扱いをさせていただこうかなと思っています。

最後に少し時間がありますので、せっかくの機会ですので、委員の皆様から質問とか意見以外で、感想とかあるいはご要望とか、なかなかこの計画策定というのは、特に障害福祉は非常に広範囲にわたっていますので、その意味で皆さんの立場から、こういうことを考えたらどうだろうというご提案もあれば、今後の中野区を考える上でのご意見を頂けたら大変ありがたいということで、感想でも結構ですので、最後に皆さんから一言頂いて、締めくくらせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いします。

進め方としましては、松田委員から始まって、栗原委員に行くような、時計回りという形で。座長の私は最後にまとめという形になるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○松田委員

今回の期と合わせて2期やらせていただいていると思うのですがけれども、私たち日頃やっていていろいろ思っていることがありまして、それに対して、例えば行政の側がなかなか応じてくれないなんて思いながら、実はやっているところもございます。

ただ、こういった会に入って、例えばこの福祉計画とかを全て読むということはめったにないことなのですけれども、こうやって読んでいくと、そしてもう1つが、一緒に考えていくと、なかなか私たち分かっていなかったところがたくさんあるなと思っています。1つのところだけではなくて、全体のバランスを見ながら作っていくということも、すごく大事なことかなと思っています。どうもありがとうございました。

○小澤部会長

では、上西委員よろしくお願いいたします。

○上西委員

今回もありがとうございました。私もちょうどうちの法人の理事長職を引き受けて10年になりますので、きっと前の理事長が出ていた期から考えると3回目か4回目ぐらいになると思うのですがけれども、今回が一番身近な計画のように感じました。最初に出たときには、入所からの移行ということを大きく取り上げられていて、地域で持続するための生活という視点がなかったところがございまして、非常にそのところがこの何年かですごく進んだなと。大きなものの見方が進んだなと感じております。

私は娘がもう36歳にもなりましたし、いつの間にか3歳の孫ができております。孫は障害がない子どもでして、自分の子育てのときには、障害の子と健常の子を育てていて必死だったのですがけれども、何と障害を持たない子どもたちは、自然に健やかに育つものかと思っております。親の気持ちを引っ張るように自分で遊びを開発できる彼女たち。障害を持った人たちは、親が1つ1つ社会のマナーを教え、笑い方を教え、泣き方を教え、というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、全てのことを療育の中から育ててまいります。そういうことをしてきたのですがけれども、やはりここに来て、親亡き後、それから親の高齢化というところで、また新たな問題が出ています。

ですので、昔に比べれば今は楽ですし、私たちの先輩に比べれば私の子育ては楽でした。しかしながら、いつの時代も障害を持つ人たちの生活は大変です。ですので、親がやっているようなことを一人一人の人たちに持続することは不可能だというふうには、仕事にしてみても初めて感じるところで、落としどころはどこであろうかと思うのですが、様々な問題がまだまだあると思います。

相談支援のあり方というのは、このアンケート調査の中でもたくさんご希望があるように思います。相談をしたいというのは一体どの意味で、ただ相談に乗ってほしいだけの方もいらっしゃるし、その後の生活込みのところを望まれる方がいます。若い世代の方たちは、子育てのときに力をつけずに大きくしてしまうものですから、昔は作業所に来て、自分でその作業所が嫌と思えば自分で探す、そして、遠慮しながら「ごめんなさい」と言っただけで移るということですが、今のお母様方は、卒業して何年もたっても「気に入らないから探してちょうだい」というのが来ます。これがすこやかな仕事なのか、相談支援事業所の仕事なのかということになって、国の指針から言ったら相談支援事業所の仕事なのですから、なかなか相談支援というのは運営のしづらい、100件やっても一人の人件費に全然ならない、半分ぐらいというところで、すこやかながやっても、どこがやっても、地域の相談支援事業所がやっても大変な状態です。

ですので、これだけ区に皆さんが期待を寄せる相談支援を、本当に期待されているようなものにするためには、今後どのような形にしていくかというのは大きな課題のような気がいたします。ニーズはいつまでたっても高いものがあります。障害を持つ人たちが自身、それから親も含めて、皆さんが力をつけながら、それからご支援を頂きながら、まだまだ進めなければいけないなと思っております。

私もいつになったら理事長職を引けるのだろうと思いつつも今でもやっておりますけれども、まだまだ皆さんとご一緒させていただきながら、一緒に勉強させていただきながら、尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。長くなって申し訳ありません。

○小澤部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、引き続き伊藤委員でよろしいでしょうか。

○伊藤委員

2期目になりました。どうもありがとうございました。この計画については、非常に広範囲で、様々なことが絡んで、丁寧にいろいろな角度から見ながらバランスを持って考えていくというところは、非常に難しかったなと思っております。

私の感想としては、このコロナ禍の中で、次の計画期間というところでは、また、ニューノーマルと言われるような、障害のある子どもも大人もですが、生活の質が否が応でも何か非常に変化があるような最中では、これから地域福祉計画等もあるということですが、ぜひ計画は計画として、非常にすばらしいいろいろな目標もあるところですが、この状況に従って、障害のある人たちのそのニーズに従って、いろいろなことが少しでも変えられたり、それに応じたサービス等がとてもよく利用できるような、そんな中野区になっていけるよう、私もまた共に尽くしていきたいと思っております。

こんなことがまた入っていくといいのではないかな、なんていう期待なんかも持っています。どうしてもこの期間の計画の中には、そういった全ての生活が変わっていく中での計画という意識というのは必要なのかなと思いました。どうもありがとうございました。

○小澤部会長

どうもありがとうございました。

そうしましたら、引き続きで相澤委員、よろしくお願いいたします。

○相澤委員

障害者の事業団から参加させていただきました。就労支援を中心に意見をたくさん出して、上手にまとめていただいて本当にありがとうございます。

せっかくですから、別の視点を皆さんいらっしゃるときに一言申し上げたいのですが、この計画はこれで進めていただきたいと本当に思っているのですが、今の世の中「障害者」だけではなくくれないような、大きな課題が出てきているなと思っています。

具体的に一例を出すと、引きこもり。中野には「中野わの会」という家族会があって、私も1回参加させていただいたのですが、10年も20年もずっと引きこもっていて、親御さんが本当に苦労して、自分が亡くなった後どうしていくのかと悩んで、そこでいろいろ情報交換したりする会なのですが、たまにニュースになったり、この間も引き出し屋というのですか。そういう人たちもいるのだなというのが分かって。

ぜひ「障害者」とか、今までの枠とか法律だけでは狭間に落ちてしまうような、適切かどうか分からないのですが、課題がある人たちに対しても、ぜひ目を向けていただいて、計画の中に少しどこかに書き込むとか、そういうことをぜひやっていただければと思います。

広い意味では、中野区の地域包括ケアの中に入っていると思いますけれども、潜在的に今ものすごい数の人たちがいて、困っているのだけれども、障害者手帳を持っていない、あるいはお医者さんに通院しろと言っても通院できない。では、お医者さんが訪問して何かやろうといっても、本人同意が取れなければ行きませんということが起きて、非常に困っている方が多いと思います。ぜひそういうところにも目を開いていただいて、対応していただければなと思っています。

○小澤部会長

ありがとうございました。

そうしたら、引き続きでよろしいでしょうか。では、森本委員よろしくお願いします。

○森本委員

初めての経験でこの素案をじっくりと読ませていただきました。非常に内容といい、文章といい、すばらしい内容だと僕は思っております。ご尽力いただいた皆さんに、本当に厚く厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

2つほど、ちょっと皆さんに教えていただきたいなと思っております。

8月に障害者自立支援協議会という報告の案が出まして、私もその時に質問しようかなと思っていたのですが、時間がなくて今日になりました。この内容についてはすばらしいのですが、自立支援協議会という会のあり方は、これは事務局で、このテーマについては協議会でという形で協議してくださいよという提案があって、初めて協議会が動くという形なのですか。協議会になる要件というものは何か。その辺を教えてください。

協議会で奥深く、細かく検討することは、非常に僕はいいことだと思っているので、この自立支援協議会以外でも、協議会形式を採っているテーマ、項目も、あったら教えていただきたいというのが第1点。

あと2点目は、結論から申し上げまして、手話教室をぜひ中野区で開催していただけないかというお願いです。

実は私も、すこやかだとか、あるいは区民活動センターとかいうことで出入りして、体操をやったり歌を歌ったりと、その合間合間に、仲間にいろいろと「手話教室開いたら、皆さん参加する気持ちがありますか」と問うと、「ぜひ参加してみたい」という声が圧倒的に多いのです。

その理由としましては、今までは総理大臣や官房長官が記者会見のときに手話の人が出てきて、手話をする程度だったのですが、昨今コロナ禍で、23区の区長がテレビで会見する折、ほとんどの人が皆さん手話通訳をつけている。それだけなじみがよくなったということではないかということが、第1点。

それから第2点につきまして、地元の各町会活動についても、知的障害者とかそういう人というのが、これから多く入ってきて、活動を手伝ってくれるような形になっている。そのときに、障害者とのコミュニケーション、こういう意味でも、僕は非常に役立つのではないかとということと、最大の目的は、災害時の第二次避難所ですね。障害者も集まる。そういう避難所において、障害者とのコミュニケーションを取ると。町会の中である程度役員の何人かは、資格を取らないまでも、手ぶり身ぶりで障害者とコミュニケーション図れるよということがあれば、非常に避難所の運営もスムーズにいくのではないかなと思っているので、ぜひ中野区として、手話教室の開催をご検討していただけないかと。

また、これから区長との対話集会や何かも開かれると思いますので、私もその場に出て、ぜひ区長にも手話教室の開催について、ぜひ説得していきたいなと心づもりしておりますのですが、ぜひひとつ、事務局の皆さん力を合わせて開催していただけないかというお願いです。

以上です。

○小澤部会長

ありがとうございます。質問事項が入っていて、多分これ、中村委員が自立支援協議会絡みで意見をまとめていただいたところの状況も含めて、ある種、自立支援協議会ということと、場合によっては、この協議会のあり方も含めてちょっと質問が入っていると思いますので、事務局に一度入っていただいて、最後に栗原委員に行きたいと思います。

では、事務局よろしくをお願いします。

○菅野障害福祉課長

それではまず、障害者自立支援協議会についてですけれども、こちらは、区において設置したのは平成20年2月ですけれども、経緯といたしましては、関係機関が相互に連絡を図ること、地域におきまして障害者等の支援体制に関する課題について情報共有をしまして、関係機関の連携の緊密化を図るということを目的といたしまして、平成22年障害者自立支援法が一部改正されまして法定化されたもので、区においては、先ほど申し上げた平成20年2月から設置しておりまして、その中で様々、課題別の部会というのを設置しておりまして、相談支援部会ですとか、地域生活支援部会ですとか、就労支援部会などを設置しまして、差別解消部会も設置いたしまして、様々、課題別の協議をしているというところでございます。

今回この計画に関しまして、自立支援協議会から意見を提出していただいたというのは、総合支援法の法律に基づく根拠がございまして、自立支援協議会の意見をお聞きして、提出をしていただいているということです。法律に基づいて意見を提出していただいているというものでございます。

2点目の手話教室についてです。区では手話講習会を実施しておりまして、こちらは手話のできる方を養成するという目的で開催している手話講習会で、初心者の方とか、初めてやる方のそういった入門講座でありますとか、あと、手話通訳者の方を養成していくというところまでのそういった講習会も行っております。今年度は、新型コロナウイルスの感染対策というところもございまして、その手話講習会の入門講座であり

ますとかは開催ができないという状況ではございますが、区ではそういった手話講習会も実施しておりますので、また新型コロナウイルスの感染というのがもし終息してきたとき、状況を見ながら開催ができるようになりますとになりましたら、またご案内を区報等でさせていただくかと思っておりますので、そういったところでまたご参加いただく機会もございますので、よろしくお願いいたします。

○森本委員

今もうあるんですね。

○菅野障害福祉課長

はい。既にご覧いただけます。

○森本委員

そうですか。失礼しました。

○小澤部会長

ありがとうございます。ちょっと質問が入っていましたので事務局に振らせていただきました。では、最後に栗原委員のほうによりしくお願いしたいと思います。

○栗原委員

どうもいろいろとありがとうございます。

コロナになって、この先ウィズコロナということで、世界も含めて、日本もそうですね。そうしますと、障害者の方のあり方、接し方を含めても、今までは考えられないことをやらなければいけないのかなと。それは個別的にも、こういう計画を踏まえて次に進めることが大切ではないかなと思いました。

例えば、「医療ケア児」というような言葉について、知らない方が多いのですね。知った方は何で知りますかと言ったら、ニュースでも言われて、アルコールが足りなくなったと。医療的ケアをする人が、要するに、そういうケアの必要な子どもたちなんかの支援できないと、ということからこの言葉を知ったというような、それもマスコミから来て、これもコロナがあって、逆にそういう言葉が理解されたと。

そういう形でこの障害者の方に、言葉は難しいのですけれども、いい意味でスポットが当たるといえるのか、そういうことに理解をしてもらわないといけないのかなと思っています。とにかくそのことによって、障害を持つ方たちのことが、ある面では忘れられてはいけないということだと思います。

国も今どちらを取るか。経済を取るか。あるいはコロナはもちろんということで、そのこともシーソーゲームではありませんが、それではもちろん必死だと思います。その中でも、障害ということは別物ではないわけですので、しっかりとそういうことの理解を、政治も含めて理解をしてもらうことが、国民の方たちにも理解につながるかと思っています。

そういう意味で、今回の審議会で大変難しかったと思います。従来と違いますので。でも、その中で、中野区の行政の皆様も含めて大変すばらしい、私たちがこれから求めていき、また、それになぞらえていかなければならないという計画ができたと思っています。その中に参加させていただいたことに大変感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○小澤部会長

どうもありがとうございました。

各委員の皆様から、ふだんは計画に関する意見と、それから質問ということで議事を進めさせていただいていたのですが、本日は全体会での報告や答申も一定程度見通しが立ち、終了していますので、せっかくの機会ですので、それぞれ委員の皆さんからのご感想を中心に、意見を頂いたということでありましたけれども、内容的には非常に今後のこういう委員会のあり方とか、あるいは今後の検討事項とかいうのも十分入っておりますので、自由な意見ではあるのですが、十分生かして検討させていただけたら大変ありがたいかなと思っていました次第です。

最後に私からは、障害福祉計画の策定、特にこういう法律で定められた計画策定の時期ではあったのですが、全国の自治体を見ていくと、なかなか対面でこういう審議を遂行するというのは非常に難しい状況が今年度ありましたので、その意味で中野区は、私は非常に熱心に対面開催をしていただいたなと。もちろん6月ぐらいまでは常識的に非常に困難な時期でしたので、そこまでは対面開催がちょっと難しかったのですが、それ以降は対面開催ということで会議を実施していただいた。

自治体によってはずっと書面が続いていたりとか、私が絡んでいるところも、場合によっては書面で、最後は私は県またぎ移動になるからとかいうことで、リモート参加してくれというのですが、リモートだと何を審議したらいいのか分からないわけですよ。そんな状況で、今年の計画はその意味ではなかなか議論が煮詰まらない状況が強かったのですが、中野区に関しましては、非常に熱心に対面開催していただきましたので。もちろんまだまだ時間とか、意見交換の時間が必要だとは思いますが、こういう状況の中にあっては、非常に皆さん熱心にご発言をしていただき、なかなか難しい課題もあるのですが、一定程度反映させていただいたという点で、事務局も努力していただいたことに本当に感謝を申し上げたいと思います。

それから、先ほど相澤委員がおっしゃったことは、今後相当考えなければいけない課題が入っていて、だんだん分野をまたいだ話が、特に地域課題は多くて、深い意味では障害にも関わるのですが、一般的に考えると、もっともっと幅広い様々な生活課題が地域の中に山積しているという状況があって、国も今後、地域共生社会ですかね、そういう流れの中で、場合によっては分野を越えて、いろいろな仕組みを作らざるを得ない状況になってきたというのも非常に大きな流れですので、こういったことも今後の計画作りでは相当意識しないと、なかなか難しい時期に差し加かってきたかなという印象を持っている次第です。

多分、今回の計画に関しましては、この部会としては一応対面型の開催は今回までという形なのですが、今後の予定をまたこの後報告していただくのですが、全体会は年度内にあと1回開かれます。全体会では地域福祉計画のこともまだ残っておりますし、成年後見制度やスポーツのことも計画作りが残っているのです。また全体会で今のような委員の皆さんのご意見を一定程度反映させながら、次年度に向けての取組を進めていきたいと思っている次第です。

本当に事務局の皆さんのご尽力もありがたく思っております。まだ今年度残っておりますので、ぜひ最後までこの流れの中でまとめていただけたら大変ありがたいと思っています。よろしいでしょうか。

そうしましたら、あとは事務局からの報告事項ということで、事務局に報告をお任せしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○石崎福祉推進課長

ありがとうございました。部会長からもありましたけれども、次回開催は全体会になります。第3回全体会の日程でございますが、来年、年を明けて令和3年2月9日の

火曜日、午後7時から9時までという時間帯で開催を予定しておりますので、ぜひご予定のほどお願いできればと思っております。

例年ですと、部会からの最終答申ということでご議論いただくこととなっておりま
すけれども、今年度につきましてはまだ計画策定のものがあります。先ほど言っていた
きました地域福祉計画、それとスポーツ・健康づくり推進計画、そして成年後見制度利
用促進計画につきまして、1月に素案ができる予定ですので、2月の全体会のほうでは
その素案をお示しして、皆様からのご意見を頂きたいと考えております。

ですので、2月9日、いつもよりもちょっとボリュームの大きい全体会になりますけ
れども、ぜひ皆様のお力をお借りできればと思っておりますので、よろしくお願いいた
します。本日はどうもありがとうございました。

○小澤部会長

どうもありがとうございます。では、これで終了します。ありがとうございました。

——了——